

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

天理市公平委員会

委員長 橋本 武志

公平委員会規則第6号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（昭和41年9月天理市公平委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第4号様式及び第5号様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員団体の登録に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後  
に作成及び受領した文書から適用し、同日前に作成及び受領した文書につい  
ては、なお従前の例による。